

**令和6年度 中小企業デジタル化推進に係る
経営課題解決ワークショップ運営等業務**

企画提案審査要領

令和 6 年 5 月

岩手県商工労働観光部経営支援課

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度中小企業デジタル化推進に係る経営課題解決ワークショップ運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）により実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料2「業務仕様書」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- (4) 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合などにより、審査委員会の開催日において、順位の決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合においては、後日再度審査を行い、順位等を決定するものとする。この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとする。
- (5) 審査委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (6) 審査委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面により通知する。

4 審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
企画内容の 的確性	事業目的	・ 事業目的を理解し、的確な提案となっているか。	10	30
	計画性	・ 事業全体のスケジュール、ワークショップ及びフォローアップの構成、実施内容、指導体制及び時間割等は適切か。	10	
	事業成果	・ 参加者に対して経営のデジタル化を推進するためのマインドセットの習得を促すことが期待できるか。	10	
業務企画内容	ワークショップ 関係	・ 経営課題と財務状況との関係性を明確にし、参加者が具体的な経営改善のノウハウを実践する内容となっているか。	20	50
		・ ワorkshopで実施する業務フロー図の作成、経営課題の可視化を通して、参加者が主体的にデジタルツールを選択した上で、適切な運用を促す内容となっているか。	20	
	フォローアップ 関係	・ デジタルツールを活用した経営改善が継続されることを促すフォローアップの内容となっているか。	10	
業務遂行能力	業務遂行能力	・ 受託業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる体制か。 ・ 関係機関等との協力体制を踏まえ、確実に本業務を遂行できるか。	10	20
	積算内訳	・ 事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合が取れているか。	10	
合 計			100	